

理 由

- 1 本件住民監査請求(以下「本件請求」という。)は、川崎市が鏑木茂哉市議会議員に支出した平成21年度政務調査費4,800,000円のうち同議員が音楽鑑賞費用に充当した339,556円について、市長が同議員に対し不当利得返還請求を行うよう求めるとともに、この先政務調査費の適正な支出を確保する上で必要な措置を講ずることにつき勧告することを求めています。
- 2 本件請求のうち、不当利得返還請求に関しては、地方自治法第242条第1項に定める「怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する」ものであり、所定の要件を具備しているものとして、平成22年12月21日付けで受理しました。
- 3 しかし、鏑木茂哉議員から本件請求対象の339,556円について、平成23年1月6日付けで平成21年度政務調査費収支報告書が修正されるとともに全額返還されたことを同月7日に確認しました。

この返還により、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する監査の対象(返還を求めるべき政務調査費)そのものが存在しなくなったこととなり、請求の利益を喪失しました。

よって、本件請求は、平成23年1月7日に、合議によりこれを却下すべきものと判断しました。